

目 次

	ページ
前文	
1 いじめの防止に対する学校の考え方	
(1) 基本理念	1
(2) いじめの定義と判断	2
2 いじめの防止等のための具体的取組み	
(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる生徒」の育成	2
(2) 学校評価への位置づけ	2
(3) いじめの未然防止のための取組み	3
(4) いじめの早期発見のための取組	3
(5) いじめの事案対処	4
(6) いじめの解消の定義	4
(7) いじめによる重大事態への対応	4
3 いじめの防止等のための組織	
(1) いじめ対策委員会	5
(2) いじめ対応サポート班	6
(別紙1) いじめ重大事態対応フロー図	7
(別紙2) いじめの防止等のための組織図	8

福井県立若杉中学校 いじめ防止基本方針 【様式Ⅰ】

令和8年4月1日 策定

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

－いじめ防止対策推進法より－

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

Ⅰ いじめ防止に対する学校としての考え方

(1) 基本理念

○年代や国籍、性別を超えて、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。

○まず、すべての生徒が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。

(2) いじめの定義と判断

○「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

○けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断します。

2 いじめ防止のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる生徒」の育成

○褒めて伸ばす教育

日々の授業や活動、学校行事などの機会に生徒の良さを見つけ伝えることで、自己有用感を高め、生徒同士が互いに良さを認め合う力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に行い多様な人と関わることで、他者の理解を深めるとともに自分や他の人の大切さを認められる心を育てます。

○特別な教科「道徳」教育の推進

発達段階に応じた道徳の指導を計画的に行い、感謝の心、思いやりの心、他者と認め合い学び合う心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施等）に係わる項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- ・生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学校だより等で人権週間の取組や道徳の授業の感想を保護者に伝えている。
- ・生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・生徒に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、自分だけで抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【生徒】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、生徒の気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。

- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、定期的なアンケートや面談等、生徒の不安や悩みを把握する取組みを行っている。

(3) いじめの未然防止のための取組み

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画・実践します。

○授業改善

すべての生徒にとって「わかる授業」のあり方を常に研究し、生徒が楽しく学ぶことのできる教育の環境づくりに努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

生徒間の交流の機会をもてるよう柔軟に対応し、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに励まし合う「絆づくり」を進めます。

○「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に

関する情報を積極的に公表し、生徒本人および保護者の理解や協力を求めます。

○インターネットやスマートフォン等に関する指導

インターネットやスマートフォンを使用することに伴う危険性や注意点を考えたり正しい利用を身につけたりする学習を行い、情報モラル教育を推進します。

○特に配慮が必要な生徒の理解

- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ・海外から帰国した生徒、外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
- ・性同一性障がいや性的嗜好・性自認に係る生徒
- ・戦争・紛争地域から避難してきている生徒

(4) いじめの早期発見のための取組み

○積極的ないじめの認知

生徒のわずかな変化も見逃さないように努め、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○情報共有

気がかり生徒に関する報告の時間を確保し、職員間の情報共有を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○いじめの被害と加害生徒のいじめ行為の状況について、生徒自らがチェックするシステムを継続的に実施するとともに、生徒を対象としたアンケート調査や個別面談等を定期的に変更して、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(5) いじめの事案対応

- 教員は、いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、被害生徒の立場に立ち被害生徒の安全を最優先した適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。
- いじめの事実を確認した場合は、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。
- いじめを受けたあるいは報告した生徒へのメンタル面でのサポートを直ちに行い、安全・安心を確保し、一日も早く安心して学校生活を送ることができるよう努めます。
- 加害生徒に対して、どのようにしていじめ行為に至ったのかその背景・事情を確認したうえで適切かつ継続的な指導を行います。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。
- 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）、スクールサポーター（以下 SS）等の外部専門家、児童相談所、地方法務局、医療機関等の外部機関と連携して、早期解決に向けた方法を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべき事案（SNS 上のものを含む）については、県教育委員会や福井県警察署等と連携して対応します。

(6) いじめ解消の定義

いじめの解消について、少なくとも次の二つの要件を満たしていることを確認するとともに、必要に応じて他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が停止している状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人およびその保護者に対し、面談等により確認します。

(7) いじめによる重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○重大事態が生じたときは、次の手順に従って対応します。

- ① 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
- ② 「福井県いじめ調査専門委員会（第三者委員会）」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

※重大事態とは以下のような場合を指します。

- ア. 児童生徒が自殺を図った場合
- イ. 身体に重大な損傷を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合

エ. 精神性の疾患を発症した場合

オ. 年間 30 日程度以上の欠席が余儀なくされている疑いがある場合

○重大事態対応フロー図(別紙1)

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員)

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当 等

(活動内容)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・教職員、生徒、保護者等への学校いじめ防止基本方針の周知
- ・思いやりや助け合いの心を持って行動できる生徒を育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報共有、連絡体制作り
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存(保存期間は5年)
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・県教育委員会や関係機関との連携
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員)

校長、教頭、生徒指導主事、当該学級担任、教育相談担当、養護教諭 等

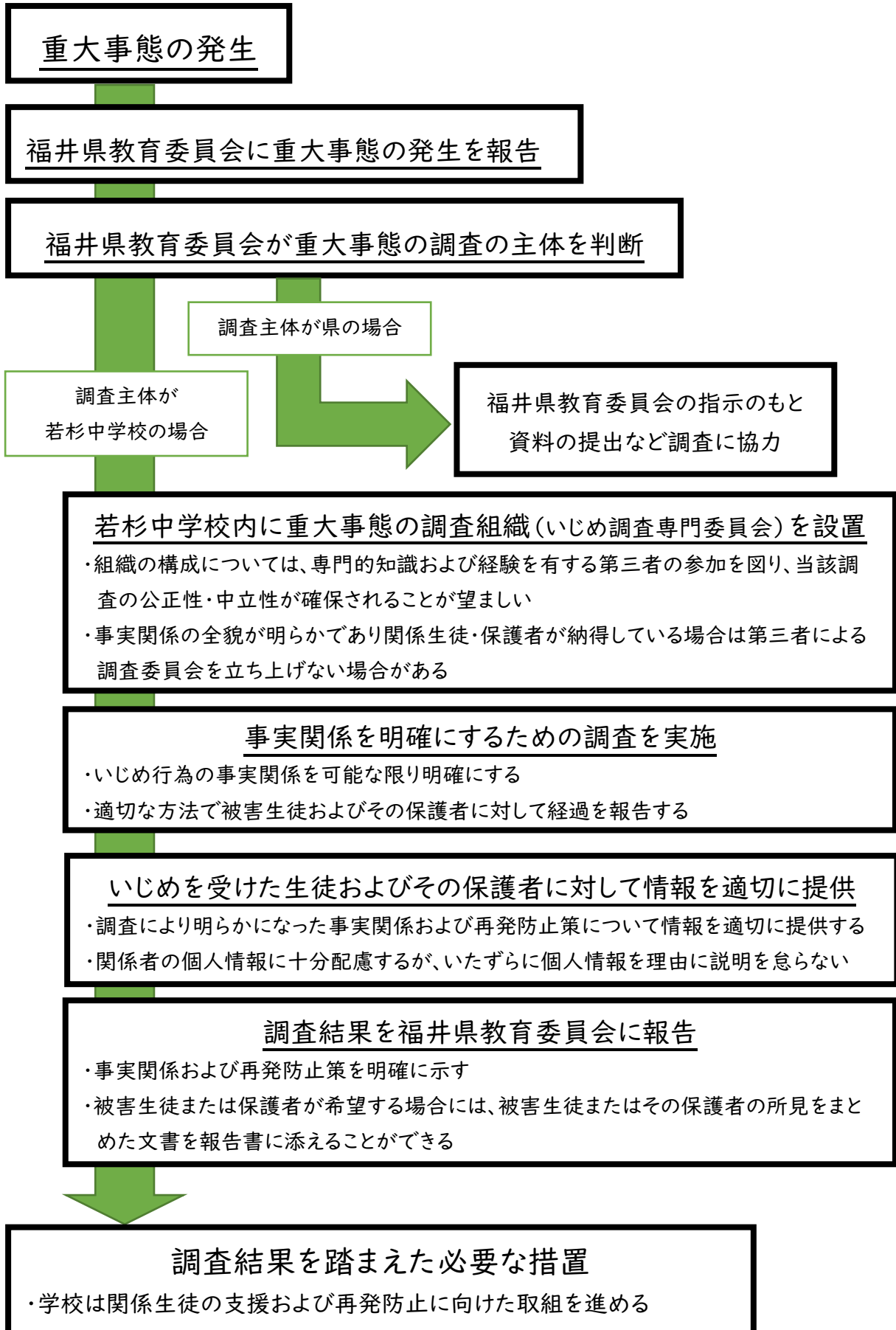
(活動内容)

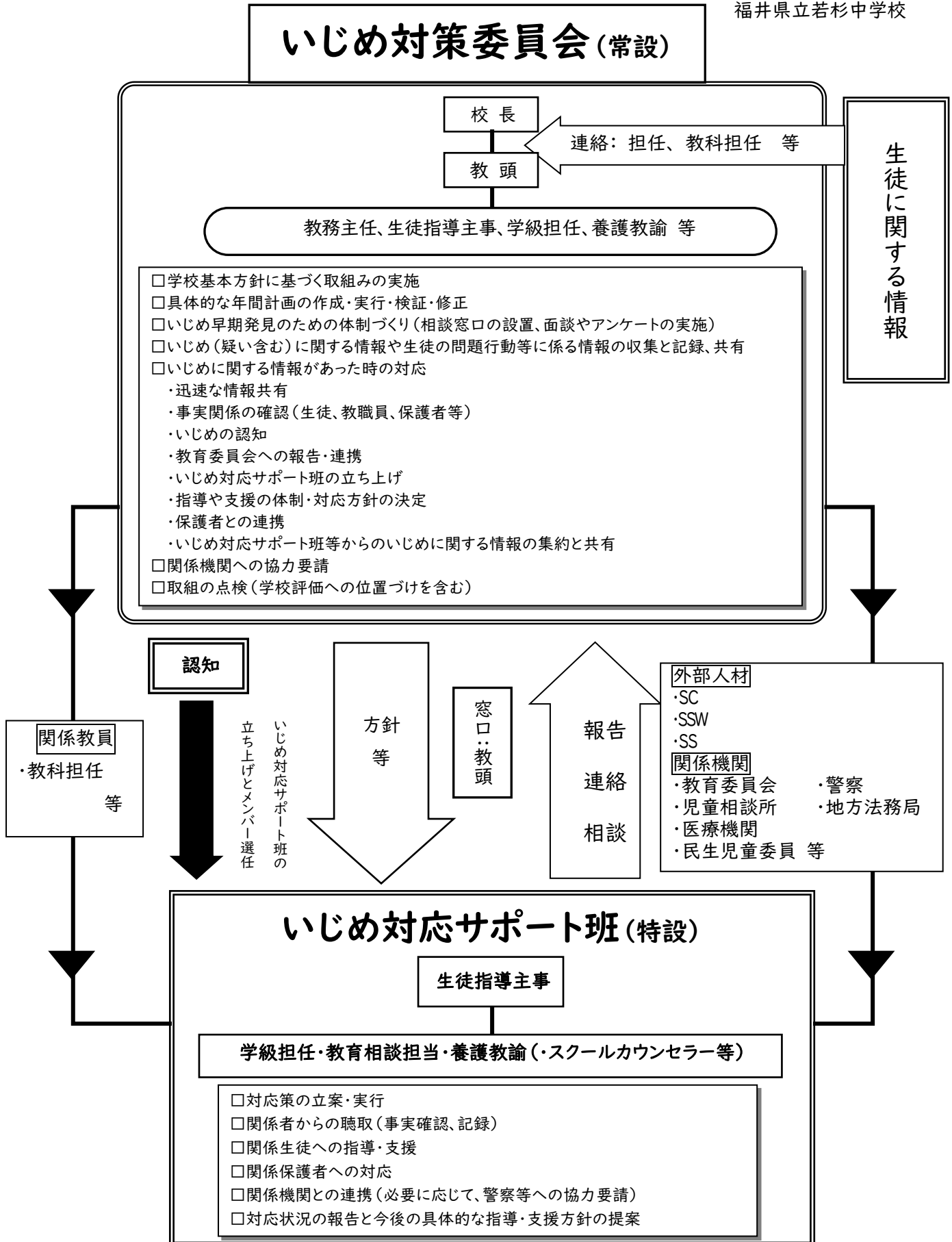
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者との個別面談による情報収集、記録
- ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
- ・加害生徒への指導およびその保護者への説明
- ・SC や SSW 等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

○組織図 (別紙2)

4 いじめ対策のための年間行動計画(詳細は別紙3)

	内容	主な学校行事 等
4月	いじめ防止基本方針の策定、年間行動計画の検討(いじめ対策委員会) いじめ防止の公開(学校 HP),周知	開校式 入学式 学級づくり
5月	アンケート結果の考察(いじめ対策委員会) 生徒の情報共有(生徒情報交換会)	校外研修 健康診断 救命講習
6月	生徒の情報の把握(いじめ対策委員会) 生徒の情報共有(生徒情報交換会)	避難訓練(地震・火災)
7月	生徒の情報の把握(いじめ対策委員会) 生徒の情報共有(生徒情報交換会)、校内研修	ひまわり教室、保護者懇談
8月	夏季休業中の生徒の状況把握(いじめ対策委員会)	
9月	生徒の情報の把握(いじめ対策委員会) 生徒の情報共有(生徒情報交換会)	校外研修、新入生体験授業
10月	アンケート結果の考察(いじめ対策委員会) 生徒の情報共有(生徒情報交換会)	新入生体験授業、避難訓練(不審者対応)、校外研修
11月	生徒の情報の把握(いじめ対策委員会) 生徒の情報共有(生徒情報交換会)	文化祭
12月	生徒の情報の把握(いじめ対策委員会)、学校評価の結果公表 生徒の情報共有(生徒情報交換会)、校内研修	校歌発表会、人権週間に関する活動、保護者懇談
1月	アンケート結果の考察(いじめ対策委員会) 生徒の情報共有(生徒情報交換会)	球技大会
2月	アンケート結果の考察(いじめ対策委員会) 生徒の情報共有(生徒情報交換会)	
3月	生徒の情報の把握、年度のふり返り(いじめ対策委員会) 成果と課題の共有、新年度の計画の確認(職員会議)	卒業式、修了式、新入生登校日





若杉中学校 令和8年度 いじめ対策のための年間行動計画

【様式3】

4月～6月

	教員の動き等	生徒の活動等		
		学級活動	学校行事	その他
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の学校生活における生徒との協働作業（学級活動、清掃活動など） ・生徒が主体的に活動に取り組むことができる学校行事の運営 ・生徒にとってわかる授業づくり ・道徳の授業実践・研究 ・学校評価の結果と以後の取り組みについて学校だより・HPで公表 			
4月	<p>【いじめ対策委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・年間行動計画の検討 <p>↓</p> <p>【職員会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員間の共通理解 ・年間計画の確認 <p>【学校評価委員会】</p> <p>【対外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校HP等でいじめ防止基本方針の公開 ・保護者会等での周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級づくり ・学級内のルールの確認・共有 ・人間関係の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・始業式 ・全体オリエンテーションで、いじめや情報モラルに対する認識の共通理解 ・身体計測 ・健康診断 	
5月	<p>【いじめ対策委員会】</p> <p>アンケート結果から状況の把握</p> <p>【職員会議】</p> <p>生徒の情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート（学校評価） ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・校外研修 ・健康診断 ・救命講習 	
6月	<p>【いじめ対策委員会】</p> <p>いじめの状況の把握</p> <p>【職員会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の情報共有 ・学校評価の結果分析 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練（地震） 	

7月～9月

	教員の動き等	生徒の活動等		
		学級活動	学校行事	その他
7 月	【いじめ対策委員会】 いじめの状況の把握		・ひまわり教室 ・夏季休業中の生活に関するオリエンテーション	・学年懇談会 ・生徒個人懇談 ・保護者懇談
	【職員会議】 ・生徒の情報共有			
	情報発信 ・学校評価の結果公表			
	【校内研修】 ・4～7月の指導の振り返り、見直し ・長期休業明けの取組みの計画 ・共通理解事項確認			
8 月	【いじめ対策委員会】 夏季休業中の生徒の状況の把握		・授業再開	
	【職員会議】 生徒の情報共有			
9 月	【いじめ対策委員会】 いじめの状況の把握		・校外研修	
	【職員会議】 生徒の情報共有			

10月～12月

	教員の動き等	生徒の活動等		
		学級活動	学校行事	その他
10月	【いじめ対策委員会】 アンケート結果から状況の把握		<ul style="list-style-type: none"> ・後期終業式 ・前期始業式 ・体育祭 ・新入生体験授業 ・避難訓練（不審者対応） ・校外研修（修学旅行） 	
	【職員会議】 生徒の情報共有			
11月	【いじめ対策委員会】 いじめの状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート（学校評価） ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生体験授業 ・文化祭 	
	【職員会議】 ・生徒の情報共有 ・学校評価の結果分析			
	【校内研修】 ・人権教育、人権週間に係る取組を協議			
12月	【いじめ対策委員会】 いじめの状況の把握		<ul style="list-style-type: none"> ・校歌発表会 ・人権週間に係る取組の実施 ・冬季休業中の生活に関するオリエンテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年懇談会 ・生徒個人懇談 ・保護者懇談
	【職員会議】 ・生徒の情報共有			
	情報発信 ・学校評価の結果公表			
	【校内研修】 ・9～12月の指導の振り返り、見直し ・長期休業明けの取組みの計画 ・共通理解事項確認			

1月～3月

	教員の動き等	生徒の活動等		
		学級活動	学校行事	その他
1月	【いじめ対策委員会】 いじめの状況の把握		・球技大会	
	【職員会議】 生徒の情報共有			
2月	【いじめ対策委員会】 アンケート結果から状況の把握	・アンケート （学校評価） ・教育相談	・新入生登校日 （わかすぎタイム）	
	【職員会議】 ・生徒の情報共有 ・学校評価の結果分析			
3月	【いじめ対策委員会】 ・状況の把握 ・年度の振り返り ・新年度に向けて	・学級じまい	・卒業式 ・修了式 ・離任式 ・新入生登校日 （わかすぎタイム） ・年度末・年度はじめ休業中の生活に関するオリエンテーション	
	【職員会議】 ・生徒の情報共有 ・成果と課題の確認 ・新年度の計画確認			
	【学校評価委員会】			